

資料 14-1(午前・午後)	令和 2 年 3 月 18 日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

令和 2 年 2 月 3 日

障害福祉サービス事業者
障害児通所支援事業者
地域生活支援給付事業者
様

千葉県保健福祉局高齢障害部
障害福祉サービス課長

千葉県地域生活支援給付事業に係る統合上限額管理の取扱いについて

日頃より、千葉県福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本市では、利用者負担の軽減を図る観点から、千葉県地域生活支援給付に係る利用者負担額を、障害福祉サービス及び障害児通所支援の利用者負担額と合算し、統合上限額の管理を行っています。

これまでの統合上限額管理者の決定ルールにつきまして、ルールが分かり難い等市内事業所からのご意見を踏まえ、統合上限額管理者決定のルールを下記のとおり変更することとしました。運用は令和 2 年 4 月 1 日からとなりますが、事前にお知らせいたしますので、ご確認ください。

記

1 通知日

正式な通知については、令和 2 年 3 月を予定しています。

2 変更時期

令和 2 年 4 月 1 日以降に千葉県地域生活支援給付事業のサービス更新時期を迎えた時

3 変更内容

統合上限額管理者の決定ルール

※詳細は別添（案）のとおり

事業者説明会は中止となったため、不明点は直接お問い合わせください。

4 その他

事業者説明会でもご説明する予定です。

なお、当該説明会には千葉市に登録のある市外の地域生活支援給付事業者も参加頂くことが可能です。

障害福祉サービス課

施設支援班 043-245-5174

地域支援班 043-245-5228